公益社団法人 日本精神神経学会 理事長 武田雅俊

精神保健指定医資格不正取得に関する声明

2015年4月15日厚生労働省の発表によれば、精神保健指定医資格申請にあたり、実際に治療を担当しなかった症例のケースレポートを提出し精神保健指定医資格を不正に取得した精神科医11人、および、その指導者9人が精神保健指定医資格を取り消された。本件は、精神科医療への信頼を損なうとともに、専門家としての精神科医の存立基盤を傷つける重大な違法行為であり、遺憾である。

なお、精神保健指定医は厚生労働省により認定される資格であり、本学会が認定する精神科専門医・指導医とは異なるものである。本学会の精神科専門医制度では3年間に亘る詳細なプログラムを修了した者が、経験症例レポートの審査、筆記試験、および面接試験に合格してはじめて専門医として認定される、という極めて厳格な運用を行っている。

しかし、本件の重大性に鑑み、本学会は専門医制度常任委員会において、本件に関わった精神科専門医の調査を行う予定である。

本学会は、医療を受ける方々の一層の信頼を得られるよう精神科専門医制度を維持、 発展させていく所存である。

以上